証券コード：4374

ROBOT PAYMENT

第25期　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年３月26日（水曜日）午後４時30分
受付開始：午後４時00分
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

開催場所

東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番１号
渋谷ソラスタ ４階
渋谷ソラスタコンファレンス 4D

議　　案

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

目　　次

第25期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
計算書類 …… 32
個別注記表 …… 35
監査報告 …… 44
株主総会参考書類 …… 49

株式会社ROBOT PAYMENT

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第25期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。
2024年12月期は、国内外のインフレの継続、わが国の金融政策の大きな転換など外部環境が変容するなかでも、当社の事業は好調に推移し、費用節減にも努めた結果、売上高・営業利益ともに過去最高を大幅に更新いたしました。これもひとえに株主の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

当社は、この度「商取引を自由にする決済インフラで再び日本を強くする」という新しいビジョンの下、Corporate Purpose Statement（企業が社会的課題を解決するために行う活動や目標）を新たに制定しました。当社の革新的サービスでお金の流れを潤滑にすることで、商取引が円滑に進み、新たな価値が次々と生まれる機会を創出してまいります。そして、日本の経済力を底上げし、企業が持続的に成長できる環境を提供します。
株主の皆様におかれましては引き続きご支援賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

清久　健也

証券コード　4374
2025年３月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
株式会社ROBOT PAYMENT
代表取締役　清　久　健　也

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト　　https://www.robotpayment.co.jp/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ROBOT PAYMENT」又は「コード」に当社証券コード「4374」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［書面による議決権行使の場合］
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年３月25日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年３月25日（火曜日）午後６時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁から４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2025年３月26日（水曜日）午後４時30分（午後４時00分受付開始）
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

２．場　　所　東京都渋谷区道玄坂一丁目21番１号
渋谷ソラスタ　４階　渋谷ソラスタコンファレンス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第25期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

４．　招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)　議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

(2)　インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)　議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(5)　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2025年３月26日（水曜日）午後４時30分（受付開始：午後４時00分）（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）**

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2025年３月25日（火曜日）午後６時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2025年３月25日（火曜日）午後６時入力完了分まで**

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

❶ 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

❷ 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

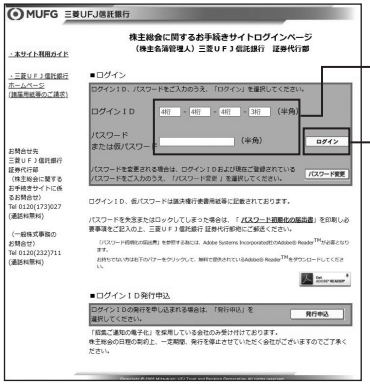

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前２時30分から午前４時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル 0120-173-027（9:00～21:00、通話料無料）

事　業　報　告

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用や所得の改善やインバウンド需要の回復により景気回復の兆しがみられるものの、原材料価格の高騰や円安による物価上昇に伴う実質賃金の停滞による個人消費の低迷、国際情勢不安等により、依然として景気の先行きについては不透明な状況が続いております。

一方、当社サービスが属するソフトウエア業界を含む情報通信サービス業界では、2023年10月施行のインボイス制度など、国の法制度改正も後押しとなり、企業におけるバックオフィス業務のDX化を目的としたクラウドサービスの需要がより高まっております。

このような状況の中、当社は今般「商取引を自由にする決済インフラで、再び日本を強くする」という新たなビジョンを掲げ、当社サービスの提供により、日本の経済力を底上げし、企業が持続的に成長できる環境を提供しております。具体的には、「決済」を軸としたサービスとして、ペイメント事業において「サブスクペイ」「1click後払い」、フィナンシャルクラウド事業において「請求管理ロボ」「請求まるなげロボ」等を展開し、変化し続ける消費者や企業のニーズに応じて生じる課題に対して、ソリューション提供を日々進めており、また上述したビジョンに則り、新たなサービス展開を進めております。具体的な事業の状況については以下の通りです。

ペイメント事業においては、「サブスクペイ」が引き続き商取引のオンライン化という構造的なトランスフォーメーションの影響も受け、新規顧客獲得及び既存顧客の取扱高が好調に推移しております。また、2023年2月より一般提供を開始した「1click後払い」もサービス開始以降、順調に取扱高が拡大し、収益に貢献しております。

フィナンシャルクラウド事業においては、企業におけるバックオフィス業務の効率化、デジタル化の需要の盛り上がり、インボイス制度の開始など、請求書を電子化して保存するニーズの高まりを受け、「請求管理ロボ」の新規顧客獲得が順調に推移しております。

また、両事業への成長投資を継続するとともにさらなる収益拡大に向けて新規事業の展開に向けた投資も実行しつつ、売上高と営業利益の双方のバランスの良い成長を目指す経営方針の下、費用管理を徹底し、利益創出力の向上にも注力してまいりました。

その結果、両事業における順調な契約件数の積み上がり等を主な背景として当事業年度の売上高は2,762,014千円（前事業年度比24.8％増）となり、過去最高となりました。増収効果及び費用管理の徹底により営業利益は479,696千円（前事業年度比109.4％増）となり、こちら

も過去最高となりました。経常利益は480,074千円（前事業年度比109.3%増）、当期純利益は320,759千円（前事業年度比116.5%増）となり、いずれも過去最高となりました。
セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

（ペイメント）
当セグメントにおきましては、商取引のオンライン化や利用者層の広まり等により、わが国におけるEC市場の拡大の追い風を受け、「サブスクペイ」の既存顧客の取扱高や決済処理件数が拡大したことや、継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした「サブスクペイ」の新規顧客の獲得により、リカーリング収益が順調に積み上がりました。また、新サービスである「1click後払い」の収益貢献が開始したことで、リカーリング収益がさらに積みあがりました。この結果、売上高は1,697,992千円（前事業年度比23.5%増）となり、セグメント利益は、主に増収効果により、730,352千円（前事業年度比27.0%増）となりました。

（フィナンシャルクラウド）
当セグメントにおきましては、より一層高まっている企業におけるクラウドサービスによる業務効率化ニーズ、デジタルトランスフォーメーションへの関心の高まりなどを受け、「請求管理ロボ」の継続的なサービス機能拡充、積極的なマーケティング施策の実行、営業体制の強化による営業活動の拡大などを背景とした新規顧客の獲得を推進するとともに、既存顧客の解約防止への取り組みを進めることで顧客数を増加させてまいりました。この結果、売上高は1,061,167千円（前事業年度比26.7%増）となり、セグメント利益は、主に増収効果により、183,609円（前事業年度比131.9%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第24期 (2023年12月期) (前事業年度)		第25期 (2024年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ペイメント事業	1,375,011千円	62.1%	1,697,992千円	61.5%	322,981千円	23.5%
フィナンシャルクラウド事業	837,748	37.8	1,061,167	38.4	223,418	26.7
その他	950	0.0	2,854	0.1	1,904	200.4
合計	2,213,709	100.0	2,762,014	100.0	548,304	24.8

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は79,375千円で、その主なものは自社利用のソフトウエアであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 22 期 (2021年12月期)	第 23 期 (2022年12月期)	第 24 期 (2023年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	1,394,951	1,731,416	2,213,709	2,762,014
経常利益または経常損失（△）(千円)	199,640	△59,035	229,401	480,074
当期純利益または当期純損失（△）(千円)	135,252	△29,524	148,178	320,759
１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）(円)	37.02	△7.84	39.39	85.28
総資産(千円)	4,915,502	4,641,887	5,719,053	6,607,364
純資産(千円)	590,267	554,834	775,822	1,146,115
１株当たり純資産(円)	156.87	147.32	204.90	301.52

(注) １．１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）は、期中平均株式数に基づき算出しております。

２．当社は、2021年５月14日開催の取締役会決議により、2021年６月４日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益または１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が提供する「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」は、ポストコロナ時代の新たな商習慣や多様な働き方へ対応、さらにはわが国の中長期的な課題である労働人口の減少によるさらなる生産性向上への機運の高まり等を背景に今後も益々の需要増加が期待されます。当社の中長期的な成長を実現するために、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 新規契約アカウントの増加

・当社及び当社が提供するサービス「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」の認知度はまだ改善の余地が多いと考えており、webマーケティングを中心に投資対効果に留意しつつマーケティングを強化し、認知向上・お問い合わせの増加を目指してまいります。

・マーケティングの強化に伴い増加するお問い合わせに適時適切に対応し、新規契約に結び付けるために、増員を図った営業人員の教育、さらなる戦力化、生産性の向上に注力してまいります。

・全国各地に販売網を有する大手販売パートナー等との連携をさらに強化し、当社のみではアプローチが難しい企業への拡販も強化してまいります。

② ARPAの向上

現在提供しているサービス機能強化・新規プロダクト開発、それによる顧客への提供価値の向上を通じて、ARPAの向上を実現することが収益性の向上には必要と考えております。

③ 解約率の低減

当社が提供している「サブスクペイ」・「請求管理ロボ」は、その収益のほとんどが固定費及び従量費で構成されているという特性上、顧客の事業成長に比例して、1顧客あたりの収益が増加していく特徴があります。そのため、事業が成長している既存顧客の解約率を低減させることは、当社の収益力の向上に必要不可欠と考えております。サービスの機能強化を継続的に実行するとともに、カスタマーサクセス部隊を中心に顧客満足度向上を目指し、解約率の低減を引き続き目指してまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社は、今後、上述したようなミッションを達成し、中長期的に事業拡大を継続していくためには、営業、エンジニア、経営企画等において優秀な人材の確保が不可欠であると考えております。当社のミッション、ビジョンに共感してもらえる優秀な人材を獲得し、併せて、教育プラン、評価制度、働きやすい環境を整備することで、個人のスキルアップを促しつつ、当社への定着率の向上に努めてまいります。

⑤　利益及びキャッシュ・フローの創出

当社の収益構造については、リカーリング収益が収益の大半であり、顧客のサービス利用が継続すればするほど収益が地層のように積み上がるモデルとなっております。

「請求管理ロボ」においては、ＩＴサービス業界における伝統的なシステムの一括売り切り型のモデルと比較すると、サービス開始直後において、売上高に対する開発費用や顧客獲得費用の割合が相対的に大きくなる傾向があり、収支的には赤字が先行するという特徴があります。

一方で、当社が創業以来サービスを継続している「サブスクペイ」は、インターネット決済代行サービス市場の堅調な成長にも支えられ、大幅な投資を実行した当事業年度を除けば当社のキャッシュカウビジネスとして売上、利益ともに安定的に成長をしております。そのため全社で見るとキャッシュ・フローが安定しており、外部からの資金調達に大きくは依存しない体制となっております。

当社としては、企業価値向上のためには、着実に売上高を成長させつつ、全社的な利益やキャッシュ・フローを創出することが必要と認識しており、その実現に努めてまいります。

⑥　内部管理体制とコーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化・効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理を徹底するとともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。2020年10月には取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。同委員会は委員の過半数が社外役員によって構成されており、取締役の指名、報酬体系の決定プロセス等について、より透明性と客観性を確保してまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
ペイメント事業	主に、オンライン課金分野や継続課金分野などに係わる加盟店に対して提供する決済業務等が効率よく実現できる決済代行サービス「サブスクペイ」の提供及びそれに付随するシステム開発
フィナンシャルクラウド事業	主に、顧客の請求書の発行及び管理業務等の効率化を実現するサービス「請求管理ロボ」及びそれに付随するシステム開発

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

本社	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数(名)	前期比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
128	15名増	32.3	2.7

（注）従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数（アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　10,000,000株

(2) 発行済株式の総数　3,761,566株

(3) 株主数　1,859名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
ＫＫキャピタル株式会社	1,130,032株	30.04%
清久健也	789,864	20.99
GMCM VENTURE CAPITAL PARTNERS IIN C	151,000	4.01
株式会社ベクトル	149,300	3.96
株式会社 Orchestra Investment	105,610	2.80
林貴夫	61,300	1.62
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	55,500	1.47
KOREA SECURITIES DEPOSITORY−KOREA INVESTMENT AND SECURITIES	53,400	1.41
成田凌平	51,900	1.37
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE−AC)	41,950	1.11

（注）持株比率は自己株式（182株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第８回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2018年３月29日	2019年５月15日
新株予約権の数		54,450個	10,824個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 108,900株 (新株予約権１個につき 2株)	普通株式 21,648株 (新株予約権１個につき ２株)
新株予約権の払込金額		１個あたり１円	１個あたり１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,515円 (１株当たり 758円)	新株予約権１個当たり 1,515円 (１株当たり 758円)
権利行使期間		2018年３月30日から 2028年３月29日まで	2019年５月17日から 2029年５月16日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 49,500個 目的となる株式数 99,000株 保有者数 ３名	新株予約権の数 10,824個 目的となる株式数 21,648株 保有者数 ２名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 4,950個 目的となる株式数 9,900株 保有者数 １名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) １．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者又はその代表者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2019年12月期乃至2027年12月期の９事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告

基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の９事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

3．2021年６月４日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第１２回新株予約権	第１４回新株予約権
発行決議日		2019年５月15日	2019年10月11日
新株予約権の数		670個	17,900個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,340株 (新株予約権１個につき ２株)	普通株式 35,800株 (新株予約権１個につき ２株)
新株予約権の払込金額		１個あたり１円	１個あたり１円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1,515円 (１株当たり 758円)	新株予約権１個当たり 1,515円 (１株当たり 758円)
権利行使期間		2019年５月17日から 2029年５月16日まで	2019年10月15日から 2029年９月30日まで
行使の条件		(注) ４	(注) ４
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 17,900個 目的となる株式数 35,800株 保有者数 １名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 670個 目的となる株式数 1,340株 保有者数 ２名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) ４．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2020年12月期乃至2028年12月期の９事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が300百万円以上の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益が500百万円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5．2021年６月４日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第２０回新株予約権	第２１回新株予約権
発行決議日		2021年３月26日	2021年３月26日
新株予約権の数		2,000個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権１個につき ２株)	普通株式 2,000株 (新株予約権１個につき ２株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	１個あたり17円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 3,000円 (１株当たり 1,500円)	新株予約権１個当たり 3,000円 (１株当たり 1,500円)
権利行使期間		2023年３月31日から 2031年３月26日まで	2021年３月31日から 2031年３月26日まで
行使の条件		(注) ６	(注) ７
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 １名

(注) ６．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期乃至2030年12月期の８事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が800百万円以上の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益が1,200百万円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

7．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2022年12月期乃至2030年12月期の９事業年度いずれかの単年度営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。
① 営業利益が800百万円以上の場合　　行使可能割合： 50%
② 営業利益が1,200百万円以上の場合　　行使可能割合：100%
なお、本項における営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

8．2021年６月４日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

		第２４回新株予約権	第２５回新株予約権
発行決議日		2023年５月24日	2024年６月13日
新株予約権の数		74個	66個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 7,400株 (新株予約権１個につき 100株)	普通株式 6,600株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		１個あたり18,348円	１個あたり7,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 182,900円 (１株当たり 1,829円)	新株予約権１個当たり 217,600円 (１株当たり 2,176円)
権利行使期間		2023年６月12日から 2033年６月11日まで	2024年６月28日から 2034年６月27日まで
行使の条件		(注) 9	(注) 10
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 74個 目的となる株式数 7,400株 保有者数 ４名	新株予約権の数 66個 目的となる株式数 6,600株 保有者数 ４名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) 9．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2023年12月期の前年比売上高成長率が20%以上であり、かつ2023年12月期の営業利益が次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が１億円以上1.3億円未満の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益1.3億円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における前年比売上高成長率及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過する

こととなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

10. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2024年12月期の売上高が26億円以上であり、かつ2024年12月期の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。
① 営業利益が3.5億円以上3.7億円未満の場合　　行使可能割合： 50%
② 営業利益が3.7億円以上の場合　　行使可能割合：100%
なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第25回新株予約権	第26回新株予約権
発行決議日		2024年6月13日	2024年6月13日
新株予約権の数		34個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		1個あたり7,600円	1個あたり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 217,600円 (1株当たり 2,176円)	新株予約権1個当たり 217,600円 (1株当たり 2,176円)
権利行使期間		2024年6月28日から 2034年6月27日まで	2024年6月28日から 2044年6月27日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 交付対象者数 6名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 交付対象者数 1名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付対象者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付対象者数 －名

(注) 1．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2024年12月期の売上高が26億円以上であり、かつ2024年12月期の営業利益が、次の各号に掲げる水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合の個数（1個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨て）を限度として本新株予約権を行使することができる。

① 営業利益が3.5億円以上3.7億円未満の場合　　行使可能割合： 50%

② 営業利益が3.7億円以上の場合　　行使可能割合：100%

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2．新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の2024年12月期から2026年12月期までの３事業年度いずれかの事業年度において、単年度の売上高が40億円以上であり、かつ同じ事業年度の営業利益が12.5億円以上の水準を満たしている場合に、各新株予約権者が割り当てを受けた本新株予約権の個数を限度として本新株予約権を行使することができる。

なお、本項における売上高及び営業利益の判定においては、当社の監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高及び営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高及び営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(4) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	清久 健也	KKキャピタル株式会社 代表取締役
取締役	小倉 政人	人事管掌
取締役	川本 圭祐	事業管掌
取締役	久野 聡太	管理管掌
取締役	澤 博史	株式会社Macbee Planet 社外取締役 エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社デジタルプラス 社外取締役
取締役	清水 幸明	宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士 法政大学法科大学院 兼任教授 サンケイリアルエステート投資法人 監督役員
常勤監査役	石橋 慶太	石橋慶太公認会計士事務所 所長 ふたば税理士法人 社員 瑞輝監査法人 社員
監査役	金重 凱之	タマホーム株式会社 社外取締役 株式会社トーシンパートナーズホールディングス 社外監査役 株式会社アイケンホールディングス 社外取締役 株式会社国際危機管理機構 代表取締役社長 株式会社ジェイ・エス・ピー 代表取締役社長
監査役	橋本 泰生	株式会社じじインターン 代表取締役

（注）1．取締役澤博史氏及び清水幸明氏は、社外取締役であります。
2．監査役石橋慶太氏、金重凱之氏及び橋本泰生氏は、社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．常勤監査役石橋慶太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を、各社外取締役及び各社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険（以下、Ｄ＆Ｏ保険という）契約を、取締役及び監査役を被保険者として、保険会社との間で締結しております。これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く）等を補填することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。なお、当社は、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しており、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するよう配慮した報酬体系とし、業務執行取締役の報酬は固定報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬及び業績条件付株式報酬型ストックオプションである非金銭報酬で構成する。また、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針等を踏まえ、より適切な報酬体系に向けた議論を指名・報酬諮問委員会にて継続的に行い、必要に応じて取締役会決議によって改定する。

2．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の能力、実績、市場水準、当社における状況等を総合的に指名・報酬諮問委員会にて審議し取締役会に答申した後、取締役会決議によって決定する。

3．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会が検討、議案を提示の上、取締役会決議により決定する。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	136,517千円 (7,200)	100,065千円 (7,200)	32,181 (−)	4,271 (−)	6名 (2)
監査役 （うち社外監査役）	13,449 (13,449)	13,449 (13,449)	−	−	3 (3)
合計 （うち社外役員）	149,967 (20,649)	113,514 (20,649)	32,181 (−)	4,271 (−)	9 (5)

（注）1．当事業年度末における取締役は６名、監査役は３名であります。

2．取締役の金銭報酬の額は、2020年３月27日開催の定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分給与を除き年額400百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は３名）です。監査役の金銭報酬の額については、2020年３月27日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

取締役及び監査役の非金銭報酬の額は、2020年12月11日開催の第２回臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は３名）、監査役の員数は、３名です。

3．当社は、役員報酬の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として社外役員が委員の過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬は指名・報酬諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会により決定しております。また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視し、監査役の協議によって決定しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、業務執行取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当事業年度の当社の営業利益であります。営業利益を業績指標として採用した理由は、中期経営目標において営業利

益を目標の一つとして定めていること、本業における利益を評価することが当社の業績評価において適切と考えていること、さらに、中長期的な企業価値の向上を業務執行取締役に強く意識づけるためであります。

業績連動報酬等の算定方法は、業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会により決定しております。

④ 非金銭報酬等に関する事項

業務執行取締役が株主目線に立った経営を行い、株主の皆様との一層の価値共有を進める観点等から、非金銭報酬等として、業務執行取締役に対して業績条件付株式報酬型ストックオプションを付与しております。

業績条件付株式報酬型ストックオプションが参照する業績指標の内容は、当事業年度の当社の売上高及び営業利益であります。それらを業績指標として採用した理由は、株主目線に立った経営へのインセンティブを付与する観点で適切と考えているためであります。

非金銭報酬等の付与にあたっては、指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで、取締役会により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役澤博史氏は、株式会社Macbee Planet 社外取締役、エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役、アディッシュ株式会社 社外取締役、株式会社デジタルプラス 社外取締役を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役清水幸明氏は、宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士、法政大学法科大学院 兼任教授、サンケイリアルエステート投資法人 監督役員を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役石橋慶太氏は、石橋慶太公認会計士事務所 所長、ふたば税理士法人 社員、瑞輝監査法人 社員を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役金重凱之氏は、タマホーム株式会社 社外取締役、株式会社トーシンパートナーズホールディングス 社外監査役、株式会社アイケンホールディングス 社外取締役、株式会社国際危機管理機構 代表取締役社長、株式会社ジェイ・エス・ピー代表取締役社長を兼務しております。これらの兼務先と当社との間には特別の関係はありません。
- 監査役橋本泰生氏は、株式会社じじインターン 代表取締役を兼務しております。この兼務先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 澤 博 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席いたしました。ＩＴ業界における経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な役割を果たしております。
取締役 清 水 幸 明	当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席いたしました。弁護士としての幅広い知見やコーポレート・ガバナンスについての豊富な見識に基づき、適切な役割を果たしております。
監査役 石 橋 慶 太	当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適切な役割を果たしております。
監査役 金 重 凱 之	当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席いたしました。主にリスク管理等に関し、警察庁での豊富な経験に基づき、適切な役割を果たしております。
監査役 橋 本 泰 生	当事業年度に開催された取締役会13回のうちすべてに出席し、また監査役会13回のうちすべてに出席いたしました。大手事業会社での管理職経験、上場子会社の代表取締役としての経営などの豊富な経験に基づき、適切な役割を果たしております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的に実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
・当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
・当社は、法令、定款及び社内諸規則等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内外の通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
・当社は取締役会の諮問機関として、委員の過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置する。「指名・報酬諮問委員会」は、取締役の選任基準、指名、並びに報酬・賞与の体系・水準等に関する検討を行い、その結果を取締役会に答申する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内諸規則等に則り作成、保存、管理する。取締役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
・当社は、「個人情報保護基本規程」等の社内諸規則等に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理組織を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
・当社は、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等において定期的に実施される業務執行状況及びインシデントの報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月１回以上開催する。

⑤　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況を把握する。
・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
・当社は、リスク・コンプライアンス委員会等において定期的に実施されるコンプライアンス遵守状況の報告等を通じ、当社におけるコンプライアンス遵守の状況を適時に把握、管理する。
・当社は、「内部通報規程」に基づき社内外の通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
・当社の内部監査部門は、社内諸規程等に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内諸規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

⑦　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定める。
・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする。
・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

定例取締役会を原則月１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を13回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

②監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月１回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当期につきましては監査役会を13回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査室長等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

③リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、内部通報規程に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,015,823**	**流動負債**	**5,456,423**
現金及び預金	3,883,828	買掛金	23,135
売掛金	272,401	未払金	118,779
前渡金	1,535,942	未払費用	54,386
前払費用	111,471	契約負債	112,101
未収入金	262,200	未払法人税等	138,750
その他	472	未払消費税等	115,952
貸倒引当金	△50,493	前受金	1,648
		預り金	4,835,903
		賞与引当金	10,165
		役員賞与引当金	32,181
		その他	13,419
固定資産	**591,541**	**固定負債**	**4,825**
有形固定資産	**5,573**	繰延税金負債	4,591
建物	2,678	資産除去債務	233
工具、器具及び備品	2,894	**負債合計**	**5,461,248**
無形固定資産	**374,079**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	316,579	**株主資本**	**1,004,994**
ソフトウエア仮勘定	57,499	**資本金**	**222,350**
投資その他の資産	**211,888**	**資本剰余金**	**122,350**
投資有価証券	188,480	資本準備金	122,350
敷金保証金	20,615	**利益剰余金**	**660,677**
その他	8,589	その他利益剰余金	660,677
貸倒引当金	△5,796	繰越利益剰余金	660,677
		自己株式	**△384**
		評価・換算差額等	**129,155**
		その他有価証券評価差額金	129,155
		新株予約権	**11,966**
資産合計	**6,607,364**	**純資産合計**	**1,146,115**
		負債純資産合計	**6,607,364**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,762,014**
売上原価		**275,416**
売上総利益		**2,486,597**
販売費及び一般管理費		**2,006,901**
営業利益		**479,696**
営業外収益		
受取利息	366	
その他	19	**386**
営業外費用		
支払利息	8	
その他	0	**8**
経常利益		**480,074**
特別利益		
新株予約権戻入益	130	**130**
税引前当期純利益		**480,204**
法人税、住民税及び事業税	173,569	
法人税等調整額	△14,124	**159,445**
当期純利益		**320,759**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2024年１月１日から
2024年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	222,350	122,350	122,350	339,917	339,917	△304	684,314
当期変動額							
当期純利益				320,759	320,759		320,759
自己株式の取得						△80	△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	320,759	320,759	△80	320,679
当期末残高	222,350	122,350	122,350	660,677	660,677	△384	1,004,994

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	86,417	86,417	5,090	775,822
当期変動額				
当期純利益				320,759
自己株式の取得				△80
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42,738	42,738	6,876	49,614
当期変動額合計	42,738	42,738	6,876	370,293
当期末残高	129,155	129,155	11,966	1,146,115

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～18年
工具、器具及び備品	４年～15年

② 無形固定資産

・自社利用ソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金　役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① ペイメント事業

ペイメント事業では主に決済代行サービス及びこれに付随したシステムの提供を行っております。決済代行サービスはユーザーへの決済代金の精算時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認

識しております。また、システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ペイメント事業のうち決済代行サービスは代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供しているサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する費用を控除した純額を計上しております。

② フィナンシャルクラウド事業

フィナンシャルクラウド事業では主に請求管理業務システムの提供を行っております。請求管理業務システムの提供はユーザーへのサービス提供時において履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

2．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

2024年12月31日現在、有形固定資産5,573千円及び無形固定資産374,079千円計上しております。
なお、減損損失の計上はありません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、事業セグメントを基礎とし、事業別に資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

当事業年度において、フィナンシャルクラウド事業は、事業拡大のための営業・カスタマーサクセス・カスタマーサポート体制の強化やサービス認知向上・問い合わせ数拡大のためのwebマーケティング等各種マーケティングの強化の影響により、全社費用配賦後の営業損益が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候を識別しておりますが、見積られた割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ったため、減損損失の認識は不要と判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りに関し、当社は今後の収益及び費用の見込額を基礎として事業計画を策定しております。

事業計画策定に際しては、新規顧客獲得による収益の増加、１顧客あたりの単価上昇による収益の増加、解約による収益の減少等を重要な仮定として採用しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　26,338千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の安定的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	200,000千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,761,566株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　182株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年３月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,420千円	15円	2024年12月31日	2025年３月27日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　331,316株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	25,239千円
貸倒引当金	17,238千円
未払事業税	7,890千円
賞与引当金	3,113千円
役員賞与引当金	9,855千円
未払賞与	6,064千円
その他	5,372千円
繰延税金資産小計	74,773千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△22,364千円
繰延税金資産合計	52,409千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△57,001千円
繰延税金負債合計	△57,001千円
繰延税金資産の純額	△4,591千円

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。一時的な余裕資金は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び前渡金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

預り金はそのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び事業投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況

を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程及び与信管理実施マニュアルに基づき、定期的に与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

（イ）市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

（ウ）資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、利益計画に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	188,480	188,480	－
資産計	188,480	188,480	－

（注）1．「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「売掛金」「前渡金」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,883,828	－	－	－
売掛金	272,401	－	－	－
前渡金	1,535,942	－	－	－
合計	5,692,172	－	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	188,480	－	－	188,480
資産計	188,480	－	－	188,480

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

７．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　301円52銭

(2) １株当たりの当期純利益　85円28銭

(3) 潜在株式調整後１株当たりの当期純利益　82円98銭

9．重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、2025年２月12日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり実施いたしました。

（１）自己株式の取得を行う理由

安定的かつ積極的な株主還元の実施、適切な株式需給の維持、資本効率の継続的な向上、機動的な資本政策の実行力を高めるためであり、中長期的な株主価値の向上を目的としております。

（２）取得に係る事項の内容

①取得対象株式の種類　　当社普通株式

②取得し得る株式の総数　121,800株（上限）

③株式の取得価額の総額　320,000千円（上限）

④取得期間　　2025年２月13日

⑤取得方法　　東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

（３）自己株式の取得結果

上記買付による取得の結果、2025年２月13日に、当社普通株式121,800株（取得価額319,846千円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

10. 収益認識に関する注記

(1)　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント			その他 (千円)	合計 (千円)
	ペイメント (千円)	フィナンシャルクラウド (千円)	計（千円)		
リカーリング売上	1,660,463	1,037,533	2,697,996	2,854	2,700,851
ショット売上	37,528	23,634	61,162	－	61,162
顧客との契約から生じる収益	1,697,992	1,061,167	2,759,159	2,854	2,762,014
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,697,992	1,061,167	2,759,159	2,854	2,762,014

(2)　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（個別注記表）１．重要な会計方針に関する注記　(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3)　当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約負債の残高等

	当事業年度 (2024年12月31日)
契約負債（期首残高）	96,262 千円
契約負債（期末残高）	112,101 千円

契約負債は、主にインターネット上でのシステムの提供や決済の代行など継続して役務の提供を行う契約について、主にクレジットカード会社から当社が受け取り、まだ顧客へ支払っていない預り金の一部及び顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、当事業年度の期首現在の契約負債残高は、当事業年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年２月21日

株式会社ＲＯＢＯＴ　ＰＡＹＭＥＮＴ
　取締役会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　貴　司　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　林　　隆　二　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＲＯＢＯＴ　ＰＡＹＭＥＮＴの2024年１月１日から2024年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年２月27日

株式会社ROBOT　PAYMENT　監査役会

常勤社外監査役　石　橋　慶　太　㊞

社外監査役　金　重　凱　之　㊞

社外監査役　橋　本　泰　生　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **15円** 配当総額 **56,420,760円**
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年３月27日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	再任 男性 清久 健也 (1970年５月７日)	1993年４月　株式会社電通入社 2000年10月　当社代表取締役（現任） 2017年12月　KKキャピタル株式会社 代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） KKキャピタル株式会社 代表取締役	1,919,896株
	【取締役候補者とした理由】 清久健也氏は、創業以来、代表取締役として経営の先頭に立ち、当社の発展拡大に多大な貢献を積み重ねてまいりました。また、会社経営戦略の策定・推進とともに、コーポレート・ガバナンス機能の強化などにも高い貢献を重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	再任 男性 川本 圭祐 (1983年８月20日)	2006年10月　当社入社 2014年１月　当社執行役員 2017年４月　当社取締役（現任）	20,000株
	【取締役候補者とした理由】 川本圭祐氏は、当社において長年にわたる事業開発、経営企画、管理などの分野を中心とした豊富な経験と知見を有しております。これらに基づき、経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、今後とも当社の持続的成長及び企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	再任 男性 久野 聡太 （1987年4月29日）	2010年4月　野村證券株式会社入社 2017年8月　Nomura Securities International, Inc.出向 2019年10月　当社取締役（現任）	–
	【取締役候補者とした理由】 久野聡太氏は、取締役として、財務を中心とした会社経営戦略の策定・推進とともに、コーポレート・ガバナンス機能の強化、コンプライアンス遵守などに高い貢献を積み重ねてまいりました。また、過去の証券会社での勤務経験から株式市場や複数の上場企業の情報にも精通しており、客観的な立場から意見を述べ、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たしうるとともに、当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス遵守の要としての貢献が期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	再任 社外 独立 男性 澤 博史（さわ ひろふみ） （1969年1月28日）	1991年4月　富士通株式会社入社 2006年4月　双日株式会社入社 2007年7月　株式会社CSK-IS入社 2008年8月　株式会社イーライセンス（現株式会社NexTone） 取締役 2009年7月　データセクション株式会社 代表取締役社長CEO 2013年4月　ソリッドインテリジェンス株式会社 取締役 2015年4月　Weavers株式会社 取締役 2016年2月　株式会社日本データ取引所 取締役 2016年8月　Money Data Bank株式会社 取締役 2018年4月　データセクション株式会社 取締役会長 2018年6月　データセクション株式会社 会長 2018年9月　Tranzax電子債権株式会社 社外取締役・監査等委員 2018年10月　トランザックス株式会社 取締役 2018年10月　株式会社プログレス（現TOKYO BIG HOUSE株式会社） 取締役 2018年12月　株式会社Macbee Planet 社外取締役（現任） 2019年3月　エステートテクノロジーズ株式会社設立 代表取締役（現任） 2019年10月　当社社外取締役（現任） 2020年3月　アディッシュ株式会社 社外取締役（現任） 2020年7月　データセクション株式会社 最高顧問 2023年1月　株式会社デジタルプラス 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社Macbee Planet 社外取締役 エステートテクノロジーズ株式会社 代表取締役 アディッシュ株式会社 社外取締役 株式会社デジタルプラス 社外取締役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 澤博史氏は、企業経営者としてIT業界における経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
5	再任 社外 独立 男性 清水幸明（しみずこうめい） （1980年8月16日）	2004年10月　弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2010年8月　株式会社東京証券取引所出向 2010年8月　株式会社TOKYO AIM取引所 社外監査役 2013年5月　株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）出向 2015年12月　宇都宮・清水法律事務所 共同代表弁護士 2017年4月　法政大学法科大学院 兼任教授（現任） 2018年2月　宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士（現任） 2018年11月　サンケイリアルエステート投資法人 監督役員（現任） 2019年10月　当社社外取締役（現任） 2020年11月　エッジテクノロジー株式会社 社外監査役 （重要な兼職の状況） 宇都宮・清水・陽来法律事務所 共同代表弁護士 法政大学法科大学院 兼任教授 サンケイリアルエステート投資法人 監督役員	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水幸明氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、弁護士資格を持つとともに、株式会社東京証券取引所や金融機関への出向経験など幅広い経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特にコーポレート・ガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	新任 社外 独立 女性 小坂亜沙美 （1980年8月25日）	2004年4月　トヨタ自動車株式会社入社 2012年1月　アメリカン・エキスプレス・カード（フランス）入社 2019年11月　CSI Leasing France入社 （重要な兼職の状況） CSI Leasing France	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小坂亜沙美氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、HEC ParisでのMBA取得により経営や金融に関する専門的知識を有し、アメリカン・エキスプレスでの勤務経験から、クレジットカード業界において豊富な経験と知見を有しております。当該知見を活かして今後の国内外における事業展開、ダイバーシティ＆インクルージョン等について多様な立場と視点から監督、助言等いただくことを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．清久健也氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．澤博史氏、清水幸明氏及び小坂亜沙美氏は、社外取締役候補者であります。
４．澤博史氏及び清水幸明氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年５か月となります。また、小坂亜沙美氏は新任の社外取締役候補者であります。
５．当社は、澤博史氏及び清水幸明氏との間に、それぞれ損害賠償責任の限度額を会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とする委任（責任限定）契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当社と各氏との間で当該契約を継続する予定です。また、本議案が承認された場合には、当社は、小坂亜沙美氏との間でも、同様の契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額も同様となります。
６．清久健也氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるKKキャピタル株式会社が保有する株式数を含んでおります。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
８．当社は、澤博史氏及び清水幸明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、本議案が承認された場合には、小坂亜沙美氏も独立役員となる予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	再任 社外 独立 男性 石橋慶太 (1974年２月９日)	1996年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1999年５月　公認会計士登録 2014年６月　当社常勤社外監査役（現任） 2014年７月　石橋慶太公認会計士事務所設立（現任） 2015年６月　税理士登録 2015年７月　ふたば税理士法人 社員（現任） 2016年８月　公益財団法人　シオノ健康財団 評議員 2022年３月　瑞輝監査法人 社員（現任） （重要な兼職の状況） 石橋慶太公認会計士事務所 ふたば税理士法人 社員 瑞輝監査法人 社員	4,000株
	【社外監査役候補者とした理由】 2014年６月から社外監査役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。公認会計士・税理士として財務及び会計に相当程度の知見を有し、その経験及び幅広い知見により当社の経営について客観的、中立的に監査を遂行できることから、引き続き当社の経営全般の監査をしていただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	再任 社外 独立 男性 金重凱之（かねしげよしゆき） (1945年4月5日)	1969年4月　警察庁入庁 2001年7月　株式会社電通 顧問 2002年5月　東京都 危機管理担当参与 2003年5月　株式会社国際危機管理機構 代表取締役 2006年8月　株式会社都市開発安全貴行 代表取締役 2006年11月　株式会社トーシンパートナーズ（現株式会社トーシンパートナーズホールディングス） 社外監査役（現任） 2013年4月　一般社団法人ニューメディアリスク協会 会長 2014年12月　株式会社ＬＣレンディング 社外取締役 2015年8月　タマホーム株式会社 社外取締役（現任） 2017年9月　株式会社エルテスセキュリティインテリジェンス 代表取締役 2018年1月　株式会社アイケンジャパン 社外取締役（現任） 2018年5月　株式会社エルテス 取締役 2019年6月　株式会社国際危機管理機構 創業者最高顧問 2019年6月　ＬＣホールディングス株式会社（現グローム・ホールディングス株式会社）社外取締役・監査等委員 2019年10月　当社社外監査役（現任） 2019年11月　グローム・マネジメント株式会社 監査役 2020年6月　グローム・ホールディングス株式会社 監査役 2022年6月　株式会社国際危機管理機構 代表取締役社長（現任） 2023年3月　株式会社ジェイ・エス・ピー 代表取締役社長（現任） 2024年7月　株式会社アイケンホールディングス 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社トーシンパートナーズホールディングス 社外監査役 タマホーム株式会社 社外取締役 株式会社アイケンホールディングス 社外取締役 株式会社国際危機管理機構 代表取締役社長 株式会社ジェイ・エス・ピー 代表取締役社長	－株
	【社外監査役候補者とした理由】 2019年10月から社外監査役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。警察庁等において要職を歴任し、企業の危機管理等について指導した豊富な経験及び幅広い見識を生かし、当社の経営について客観的、中立的に監査を遂行できることから、引き続き当社の経営全般の監査、リスク管理における助言等をしていただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	再任 社外 独立 男性 橋本泰生（はしもとたいせい） （1960年10月18日）	1985年４月　立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 2010年６月　オムロン関西制御機器株式会社　代表取締役社長 2019年４月　当社社外監査役（現任） 2020年１月　株式会社じじインターン設立　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社じじインターン　代表取締役	－株
	【社外監査役候補者とした理由】 2019年４月から社外監査役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。大手上場企業における勤務経験及び企業の代表取締役社長の経験及び幅広い知見により当社の経営について客観的、中立的に監査を遂行できることから、引き続き当社の経営全般の監査をしていただくことを期待して、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．石橋慶太氏、金重凱之氏及び橋本泰生氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、現在石橋慶太氏、金重凱之氏及び橋本泰生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、三名の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
３．当社社外監査役の在任期間（本総会終結時）は次の通りです。
石橋慶太氏　10年９か月
金重凱之氏　５年５か月
橋本泰生氏　５年11か月
４．当社は、石橋慶太氏、金重凱之氏及び橋本泰生氏との間に、それぞれ損害賠償責任の限度額を会社法第425条第１項で定める最低責任限度額とする委任（責任限定）契約を締結しております。三名の再任が承認された場合は、当社と三名との間で当該契約を継続する予定です。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」といいます。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び訴訟費用等（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以　上

メ　モ

～ホームページのご案内～





事業説明動画



2021年12月期第３四半期決算説明動画

当社のHPでは、会社情報、IR情報など様々な最新情報を掲載しております。

是非ご覧くださいませ。

https://www.robotpayment.co.jp/ir/

株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂 一丁目21番１号
渋谷ソラスタ ４階 渋谷ソラスタコンファレンス
(SHIBUYA SOLASTA CONFERENCE)

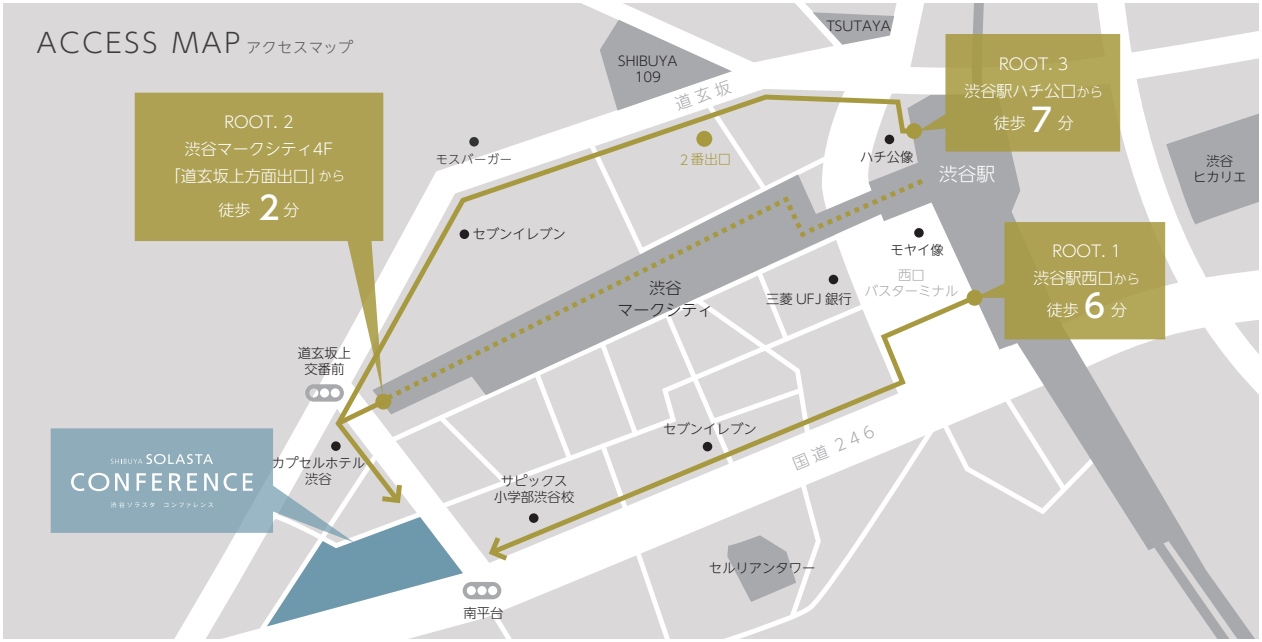

交通

JR各線「渋谷」駅 西口から徒歩６分（ROOT. 1）
ハチ公口から徒歩７分（ROOT. 3）
渋谷マークシティ出口から徒歩２分（ROOT. 2）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。